

適用・徴収業務の取り組みについて

1 適用の適正化について

(1) 事業所調査の実施

- 事業所調査を毎年度4分の1以上の適用事業所に実施
- 短時間労働者、派遣労働者、請負労働者等に係る重点的な調査

(2) 未適用事業所の適用促進の実施

- 雇用保険の事業所情報等の活用により未適用事業所を把握し、重点的な加入指導等を実施
- 加入手続きを行わない事業所に対し、立入検査による職権適用を実施
- 市場化テストの経験を生かし、全社会保険事務所で民間委託による適用促進を実施（平成19年度～）

(3) 行動計画の策定（平成19年度～）

社会保険事務局毎の取り組み目標及び具体的な計画等を策定し、適用の適正化を積極的に推進

2 徴収対策の推進について

(1) 納期内納入の励行指導

口座振替による保険料納付の促進

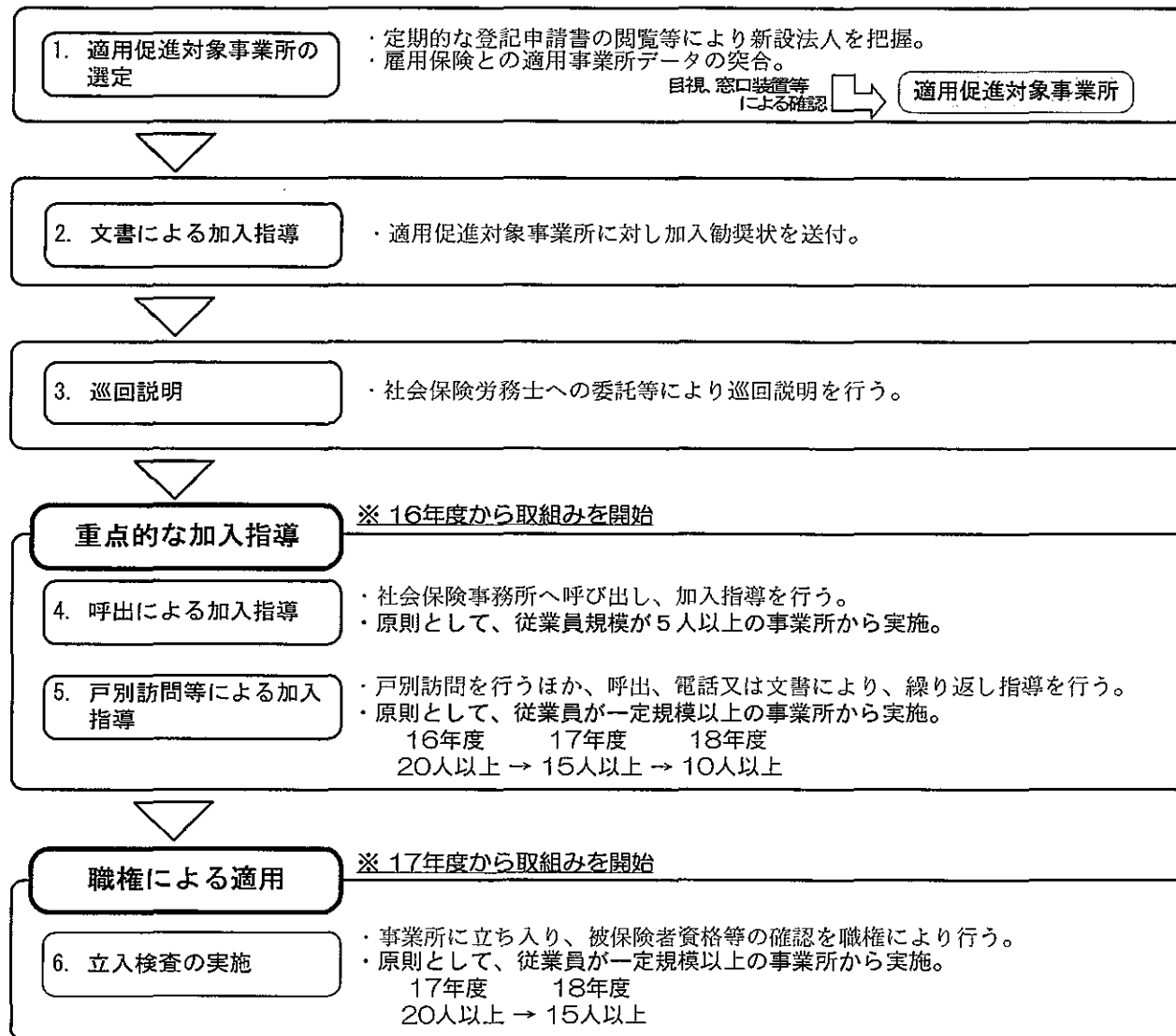
(2) 滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分

- 速やかな納付督促、滞納処分の早期着手に努め、財産調査の徹底など確実な滞納処分を実施
- 長期・大口滞納事業所を含めた納付困難事案等への効果的な対策を実施

(3) 行動計画の策定（平成19年度～）

社会保険事務局毎に中長期的な取り組み目標及び具体的な計画等を策定し、徴収対策を積極的に推進

未適用事業所に対する適用促進の流れ



平成17年度 未適用事業所に対する適用促進の実施状況について
(概要)

(参考2)

1 適用促進対象事業所の選定の実施状況

- 対象事業所数 264,766 事業所 [※市場化テスト対象事務所分(別掲)は注2参照。以下同じ。]
- 適用促進対象事業所として選定した事業所数 124,510 事業所 [※]

2 適用促進対象事業所に対する加入指導等の実施状況

	実施事業所数	指導結果		
		うち適用に結びついた事業所数	うち適用済であった事業所数	うち適用対象外等事業所数
文書加入指導	125,757	2,505	10,290	16,364
巡回説明[※]	67,239	1,774	4,583	28,791
呼出加入指導	8,563	332	102	471
戸別訪問等加入指導	4,013	239	67	413
職権適用	11	11	(被保険者数 81人)	

* 上記の加入指導等により適用に結びついた事業所数の総数は 4,861事業所

3 適用に至っていない事業所数 (平成18年3月末現在)

事業所数	従業員規模				*()は構成割合
	5人未満	5人～9人	10人～14人	15人～19人	
63,539	47,362 (74.5%)	11,721 (18.5%)	2,677 (4.2%)	884 (1.4%)	895 (1.4%)

* 上記の事業所数は、平成17年度以前の適用促進事業の結果、適用に至っていない事業所として把握したものを含む。

(注1) 上記は、市場化テストの対象となっている5社会保険事務所を除く、307社会保険事務所の状況を集計したもの。

(注2) 市場化テストの対象となっている5社会保険事務所の実施状況の概要。

- ① 適用促進対象事業所の選定の実施状況
 - ・ 対象事業所数 5,795事業所
 - ・ 適用促進対象事業所として選定した事業所数 4,039事業所

- ② 適用促進対象事業所に対する加入指導等の実施状況

巡回説明	(実施事業所数) 2,367	(適用に結びついた事業所数) 223	(適用済等であった事業所数) 1,256

(参考3)

政府管掌健康保険及び厚生年金保険の保険料収納率の推移

(単位: 億円)

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
政管健保	徴収決定済額	64,222	62,453	65,529	66,220	67,091
	収納済額	62,208	60,470	63,741	64,619	65,677
	保険料収納率	96.9%	96.8%	97.3%	97.6%	97.9%
厚生年金	徴収決定済額	204,176	206,768	196,471	198,022	203,577
	収納済額	199,360	202,034	192,425	194,537	200,584
	保険料収納率	97.6%	97.7%	97.9%	98.2%	98.5%

(注1) 政府管掌健康保険の徴収決定済額及び収納済額は、一般被保険者分。

(注2) 保険料収納率は、徴収決定済額に対する収納済額の割合。

政府管掌健康保険等の未適用事業所に対する適用促進事業について

市場化テストのモデル事業の一つとして政府管掌健康保険等の未適用事業所の把握業務及び加入勧奨業務を包括的に委託し、平成17年度は2社会保険事務局の5社会保険事務所で実施。

対象地区 (対象社会保険事務所数)	受託業者	要求水準(※) (加入勧奨 事業所数)	実施状況(18年3月末)		その他実施状況	
			加入勧奨事業所数	要求水準に 対する進捗率	加入した 事業所数	被保険者数
東京地区(3社保)	東京都社会保険労務士 会	269 事業所	802 事業所	298.1%	194 事業所	1,166 人
福岡地区(2社保)	(株)アイ・シー・アール	290 事業所	309 事業所	106.6%	29 事業所	138 人

平成18年度は、実施箇所数を13社会保険事務局、104社会保険事務所に拡大。

対象地区 (対象社会保険事務所数)	受託業者	要求水準(※) (加入勧奨 事業所数)	実施状況(19年1月末)		その他実施状況	
			加入勧奨事業所数	要求水準に対 する進捗率	加入した 事業所数	被保険者数
北海道地区(4社保)	キャリアバンク(株)	1,184 事業所	1,623	137.08%	188	809
宮城地区(4社保)	宮城県社会保険労務士会	702 事業所	450	64.10%	86	491
埼玉地区(5社保)	(株)アイ・シー・アール	506 事業所	470	92.89%	31	93
千葉地区(4社保)	千葉県社会保険労務士会	470 事業所	509	108.30%	42	222
東京地区(26社保)	東京都社会保険労務士会	2,392 事業所	563	23.54%	427	2,154
神奈川地区(7社保)	(株)アイ・シー・アール	644 事業所	391	60.71%	36	142
静岡地区(4社保)	静岡県社会保険労務士会	475 事業所	94	19.79%	72	317
愛知地区(8社保)	(株)アイ・シー・アール	839 事業所	626	74.61%	66	202
京都地区(5社保)	京都府社会保険労務士会	527 事業所	343	65.09%	111	414
大阪地区(14社保)	大阪府社会保険労務士会	1,288 事業所	402	31.21%	81	357
兵庫地区(8社保)	兵庫県社会保険労務士会	834 事業所	177	21.22%	76	236
広島地区(6社保)	広島県社会保険労務士会	552 事業所	315	57.07%	2	7
福岡地区(9社保)	(株)アイ・シー・アール	1,242 事業所	527	42.43%	93	266

平成19年度は、平成17年度及び平成18年度の市場化テストのモデル事業の実施結果を踏まえた事業内容の民間委託事業とすることとし、全国の312社会保険事務所で一般競争入札により実施。

- 民間委託の内容は、(1) 文書及び電話による勧奨事業、(2) 戸別訪問による加入勧奨事業
- 民間委託事業と社会保険事務所の重点的な加入指導の実施による一体的な業務を推進するとともに、早期の立入検査の実施及び職権適用による厳格な適用促進を推進する。